

建設住宅性能評価（既存住宅）の申請要領

アール・イー・ジャパン株式会社

制定 2016. 9

最終改訂 2018.04.01

1】建設住宅性能評価の申請について

申請者は、アール・イー・ジャパン株式会社（以下「REJ」という。）（登録住宅性能評価機関）に設計住宅性能評価（日本住宅性能表示基準（H13年国交告第1346号 最終改正H26年 消費・国交告示第1号）に従って表示すべき性能に関し、評価方法基準（H13年国交告第1347号 最終改正H30国交告示第490号）に従って評価することをいう。）を受けようとする場合、所定の書類を作成し、評価業務手数料を添えて申請をしてください。

2】申請に必要な書類・必要部数 正副2部

（H14建告第727号 最終改正H22消費・国交告示第2号）による

1. 建設住宅性能評価申請書（既存住宅）	第八号様式	
2. 委任状		
3. 付近見取図		
4. 同意書	申請者と居住者、管理者等が異なる場合など	
5. 申告書 （記載すべき事項に係る疎明資料が必要となる場合があります。お問い合わせください。）	一戸建ての住宅用	
	共同住宅等	共同住宅等用・総括版
		共同住宅等用・管理組合向け
6. 過去の評価結果を確認できる図書（必須ではない。）		
(1) 現況検査により認められる劣化等の状況に関するもの（共同住宅等）		
(2) 個別性能に関するもの		
ア 過去の建設住宅性能評価が新築住宅であったもの		
a 平面図等の図書類		
b 施工状況報告書及び施工関連図書		
c 評価書などの評価の結果を記載した図書		
イ 過去の建設住宅性能評価が既存住宅であったもの		
a 平面図等の図書類		
b 評価書などの評価の結果を記載した図書（検査結果記録書を含む。）		
7. 特別評価方法書の写し（特別評価方法認定を受けている場合）		
8. 共用部分の評価結果が存する場合（共同住宅等）		

- 申請書は、A4のチューブファイル又は紙ファイルで申請書折して提出してください。
- ファイルの正面に、物件名称・申請者氏名・正本副本の別を記入してください。

3】建設住宅性能評価申請（既存住宅）の引き受けについて

- 1) 手数料は、弊社業務規程で定めた額を、契約日又は検査予定日の前日までに現金又は指定の口座までにお振り込みください。
- 2) 手数料納付の確認をしましたら、当社規程の建設評価申請（既存住宅）引受書兼領収書を建築主に交付します。
- 3) 引受け時に、提出された図書が下記のいずれかに該当する場合は、補正を求めますが、それに応じない場合等は、建設住宅性能評価申請書（既存住宅）を引受けできない通知を交付しますのでご注意ください。
 - ① 設計図書に形式上の不備又は記載事項が不十分であるとき。
 - ② 申請書又はその添付図書の内容が明らかに虚偽である場合。
 - ③ 評価の申請及び現場検査を行うことについて関係者の同意を得ていないとき。
- 4) 特定現況調査（木造床組み、小屋裏等の腐朽、蟻害の特定）を希望する場合は、依頼建物により別途調査会社による調査を依頼する必要があるため、契約の際には必ず申し出てください。（別途見積もりとなります。）
- 5) 個別性能に関することのうち、6-3 室内空気中の化学物質の濃度測定を選択される場合は、測定器具の準備、設置、回収、分析機関に送付等相当の日数がかかりますので、契約の際には必ず申し出てください。（規程に基づいた額を加算させていただきます。）なお、6-4 石綿含有建材の有無等及び6-5 室内空気中の石綿の粉じんの濃度等は実施しません。
- 6) 劣化事象の検査結果の結果、補修等を行い再検査の希望される場合は、別途再検査の料金を徴収させていただきます。
- 7) 個別性能に係るリフォーム目的とした建設評価を希望される場合は、別途再検査の料金を徴収させていただきます。
- 8) 業務期日は、契約日の翌日から21日までとします。ただし、6)・7)に係る日数は見込んでいません。
- 9) 検査日は1日では済まない場合があります。
- 10) 手数料の返還は、REJの責による場合除き、返還はいたしません。

4] 検査の方法について

現場での目視等により、評価員が現場で特別に足場等を組むことなく歩行等の一般的な手段をもって移動できる範囲から、目視できる範囲について検査を行います。

検査方法は、目視等による非破壊検査を原則とし、項目によってはスケール等による測定、下げ振りやレーザーレベルによる傾斜の計測を合わせて行います。

特定現況調査を希望する場合は、床組み、小屋裏等をくまなく状況検査を行うこととなります。ここで、同意を得たうえで蟻害の特定のために軽微な破壊をすることがあります。共同住宅（長屋建て住宅は除く。）は別途見積もりとさせていただきます。

6】 検査の終了後について

書類による検査、現場による現場検査記録書に基づき、検査した概要、検査を行った日、評価員の名前及び検査結果を表示した現況検査・評価書を交付させていただきます。

7】 業務期日の延長について

申請図書の変更がある場合、申請図書の内容に不備がある場合で指定した期日までに申請図書の訂正、追加等がなされない場合、対象建築物の敷地に立ち入り現地調査の協力が得られない場合等については、REJは理由を明示の上、業務機関の延長をお願いすることがあります。